

測量・建設コンサルタントにおける所在地区分に係る取扱いの変更について

測量・建設コンサルタントにおける所在地区分に係る取扱いを、下記のとおり変更しますので、お知らせします。

記

1 変更内容

現在、測量・建設コンサルタントについては、各規程や法律に基づくその他の営業所を本市内に有していたとしても、その営業所を契約先として本市電子登録システムに登録しなければ、所在地区分を「市外業者」とする取扱いをしています。競争性確保等の観点から、下記 2 の対象業種については、各規程や法律に基づくその他の営業所を本市内に有し、契約先にはしない市内営業所として本市電子登録システムに登録していれば、所在地区分を「準市業者」とする取扱いに変更します。

なお、本市内の営業所を契約先として登録する場合は、従前どおり、当該営業所が第 1 希望業種、第 2 希望業種ともに各規程や法律に基づく（設備設計業務及び造園設計業務を除く。）営業所である必要があります。

2 対象業種

測量・建設コンサルタントのうち、「建設コンサルタント業務」、「測量業務」、「地質調査業務」、「補償コンサルタント業務」及び「建築設計業務」とします。

なお、「設備設計業務」及び「造園設計業務」については、今回の取扱いの変更はありません。

3 変更時期

平成 2 6 年 4 月 1 日からの変更申請に適用します。

4 具体事例

今回の所在地区分に係る取扱いの変更について、具体事例を記載します。

(1) 建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び建築設計業務の場合

前提条件は、以下のアからエとします。

ア 希望業種は、建設コンサルタント業務及び測量業務を例とします。

イ 建設コンサルタント登録規程に基づく主たる営業所は東京本店、その他の営業所は神戸支店とします。

ウ 測量法に基づく主たる営業所は東京本店、その他の営業所は神戸支店及び堺支店とします。

エ 本市電子登録システムにおいて、「業者基本情報の本店情報」に東京本店、「業者基本情報の堺市内の営業所情報」に堺支店、「契約先情報」に神戸支店を登録しています。

【従前の取扱い】

		本店情報	契約先情報	堺市内の営業所情報	
希望業種		東京本店	神戸支店	堺支店	所在地区分
第1希望	建コン	主たる営業所	その他の営業所	-	市外
第2希望	測量	主たる営業所	その他の営業所	その他の営業所	市外

→ このように従前の取扱いでは、第2希望の測量業務において「業者基本情報の堺市内の営業所情報」に堺支店を登録していても、「契約先情報」に堺支店を登録しなければ、準市業者ではなく市外業者となりました。

【平成26年4月1日からの取扱い】

		本店情報	契約先情報	堺市内の営業所情報	
希望業種		東京本店	神戸支店	堺支店	所在地区分
第1希望	建コン	主たる営業所	その他の営業所	-	市外
第2希望	測量	主たる営業所	その他の営業所	その他の営業所	準市

→ 第2希望の測量業務については、「業者基本情報の堺市内の営業所情報」に堺支店を登録しているため、「契約先情報」が神戸支店であっても準市業者となります。

なお、第1希望の建設コンサルタント業務については、堺支店が建設コンサルタント登録規程に基づく登録を受けていないため、市外業者となります。

(2) 設備設計業務及び造園設計業務の場合

設備設計業務及び造園設計業務については、今回の所在地区分に係る取扱いの変更はありませんが、準市業者となる場合の事例を参考に記載します。

なお、前提条件は、以下のアからウとします。

ア 希望業種は、建設コンサルタント業務及び造園設計業務を例とします。

イ 建設コンサルタント登録規程に基づく主たる営業所は東京本店、その他の営業所は神戸支店及び堺支店とします。

ウ 造園設計業務に係る営業所は、東京本店、神戸支店、堺支店とします。

【準市業者となる場合】

本市電子登録システムにおいて、「業者基本情報の本店情報」に東京本店、「契約先情報」に堺支店を登録している場合

		本店情報		契約先情報	
希望業種		東京本店	神戸支店	堺支店	所在地区分
第1希望	建コン	主たる営業所	その他の営業所	その他の営業所	準市
第2希望	造園設計	営業所	営業所	営業所	準市

→ 堺支店を本市契約先としているため、両希望業種とも準市業者となります。

【準市業者とならない場合】

本市電子登録システムにおいて、「業者基本情報の本店情報」に東京本店、「業者基本情報の堺市内の営業所情報」に堺支店、「契約先情報」に神戸支店を登録している場合

		本店情報	契約先情報	堺市内の営業所情報	
希望業種		東京本店	神戸支店	堺支店	所在地区分
第1希望	建コン	主たる営業所	その他の営業所	その他の営業所	準市
第2希望	造園設計	営業所	営業所	営業所	市外

→ 第2希望の造園設計業務は、堺支店を本市契約先として登録していないため、準市業者ではなく市外業者となります。

なお、第1希望の建設コンサルタント業務は、今回の所在地区分の取扱いの変更に伴い、「業者基本情報の堺市内の営業所情報」に堺支店を登録することで、「契約先情報」が神戸支店であっても準市業者となります。